

日本労働審判法部分条文

2004年5月12日至2017年修正

星友康 譯

編 號	條 號	條 文 內 容 日 文 原 文	中 文 譯 文
1.	第 二 條	<p>(管轄)</p> <p>1 労働審判手続に係る事件（以下「労働審判事件」という。）は、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する地方裁判所、個別労働関係民事紛争が生じた労働者と事業主との間の労働関係に基づいて当該労働者が現に就業し若しくは最後に就業した当該事業主の事業所の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所の管轄とする。</p> <p>2 労働審判事件は、日本国内に相手方（法人その他の社団又は財団を除く。）の住所及び居所がないとき、又は住所及び居所が知れないときは、その最後の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>3 労働審判事件は、相手方が法人その他の社団又は財団（外国の社団又は財団を除く。）である場合において、日本国内にその事務所若しくは営業所がないとき、又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>4 労働審判事件は、相手方が外国の社団又は財団である場合において、日本国内にその事務所又は営業所がないときは、日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p>	<p>(管轄)</p> <p>與勞動審判程序有關之事件(以下稱「勞動審判事件」)由相對人住所地、居所地、營業所或事務所所在地之地方法院、基於發生個別勞動關係民事糾紛之勞工與事業主間之勞動關係，該勞工現在就業或最後就業之該事業主之營業所所在地之地方法院，或當事人以合意定之地方法院管轄。</p> <p>勞動審判事件，相對人（法人、其他社團或財團除外）在日本國內無住所亦無居所，或其住所及居所不明者，由其最後之住所地之地方法院管轄。</p> <p>勞動審判事件，相對人為法人、其他社團或財團者（外國的社團或財團除外），其在本國國內無事務所或營業所，或其事務所或營業所之所在地不明者，由代表人、其他主要業務承辦人之住所地之地方法院管轄。</p> <p>勞動審判事件，相對人為外國社團或財團，而在日本國內無事務所或營業所者，由於日本之代表人、其他主要業務承辦人之住所地之地方法院管轄。</p>
2.	第 五 條	<p>(労働審判手続の申立て)</p> <p>1 当事者は、個別労働関係民事紛争の解決を図るため、裁判所に対し、労働審判手続の申立てをすることができる。</p> <p>2 前項の申立ては、申立書を裁判所に提出してしなければならない。</p> <p>3 前項の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 当事者及び法定代理人</p> <p>二 申立ての趣旨及び理由</p>	<p>(労働審判程序之聲請)</p> <p>當事人為解決個別勞動關係民事糾紛，得向法院為勞動審判程序之聲請。</p> <p>前項聲請，應向法院提出聲請書。</p> <p>前項聲請書應記載下列事項：</p> <p>一 當事人及法定代理人</p> <p>二 聲請意旨及其理由</p>

3.	第十一 条	<p>(労働審判員の除斥)</p> <p>1 労働審判員の除斥については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第十一条 並びに第十三条第二項、第四項、第八項及び第九項の規定（忌避に関する部分を除く。）を準用する。</p> <p>2 労働審判員の除斥についての裁判は、労働審判員の所属する地方裁判所がする。</p>	<p>(労働審判員之法定當然迴避)</p> <p>關於労働審判員之法定當然迴避，準用非訟事件程序法(平成二十三年法律第五十一號) 第十一條及第十三條第二項、第四項、第八項以及第九項（關於當事人聲請之迴避之部分除外）之規定。</p> <p>關於労働審判員之法定當然迴避之裁判，由該労働審判員所屬之地方法院為之。</p>
4.	第十四 条	<p>(労働審判手続の期日等)</p> <p>1 労働審判官は、労働審判手続の期日をもって、事件の関係人を呼び出さなければならない。</p> <p>2 裁判所書記官は、前項の期日について、その経過の要領を記録上明らかにしなければならない。</p> <p>3 裁判所書記官は、労働審判官が命じた場合には、第一項の期日について、調書を作成しなければならない。</p>	<p>(労働審判程序之期日等)</p> <p>労働審判官應定労働審判程序之期日，並通知事件關係人。</p> <p>法院書記官，關於前項期日，應明確記載其過程之概要。</p> <p>法院書記官受労働審判官之命令時，關於第一項期日，應作成筆錄。</p>
5.	第二十 条	<p>(労働審判)</p> <p>1 労働審判委員会は、審理の結果認められる当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて、労働審判を行う。</p> <p>2 労働審判においては、当事者間の権利関係を確認し、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命じ、その他個別労働関係民事紛争の解決をするために相当と認める事項を定めることができる。</p> <p>3 労働審判は、主文及び理由の要旨を記載した審判書を作成して行わなければならない。</p> <p>4 前項の審判書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、労働審判の効力は、当事者に送達された時に生ずる。</p> <p>5 前項の規定による審判書の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第四節（第四百四条及び第四百条から第四百三条までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>6 労働審判委員会は、相当と認めると</p>	<p>(労働審判)</p> <p>労働審判委員會基於審理結果認定之當事人間之權利關係及労働審判程序之過程，為労働審判。</p> <p>於労働審判，得確認當事人間之權利關係，命為金銭之支付、物之交付、其他財産上之給付，及其他為解決個別労働關係民事糾紛相當之事項。</p> <p>労働審判，應作成審判書，記載主文及理由之要旨。</p> <p>前項審判書應送達當事人。於此情形，労働審判之效力，自送達當事人時起發生。</p> <p>關於依前項規定所為之審判書之送達，準用民事訴訟法（平成八(1996)年法律第一百零九號）第一編第五章第四節（第一百零四條及第一百一十條至第一百三條除外）之規定。</p> <p>労働審判委員會認為相當時，得不依第三項之規定，於所有當事人出席之労働審判程序之期日中，以口頭告知労働審判之主文及理由要旨之方式為労働審判，取代判決書之作成。此時，労働審判的效力，於當事人被告知時起發生。</p>

		<p>きは、第三項の規定にかかわらず、審判書の作成に代えて、すべての当事者が出席する労働審判手続の期日において労働審判の主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により、労働審判を行うことができる。この場合においては、労働審判の効力は、告知された時に生ずる。</p> <p>7 裁判所は、前項前段の規定により労働審判が行われたときは、裁判所書記官に、その主文及び理由の要旨を、調書に記載させなければならない。</p>	<p>法院依前項前段之規定為勞動審判時，應命書記官將其主文及理由之要旨記載於筆錄。</p>
6.	第二十二條	<p>(訴え提起の擬制)</p> <p>1 労働審判に対し適法な異議の申立てがあったときは、労働審判手続の申立てに係る請求については、当該労働審判手続の申立ての時に、当該労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合において、当該請求について民事訴訟法第一編第二章第一節の規定により日本の裁判所が管轄権を有しないときは、提起があったものとみなされた訴えを却下するものとする。</p> <p>2 前項の規定により訴えの提起があったものとみなされる事件（同項後段の規定により却下するものとされる訴えに係るものを除く。）は、同項の地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>3 第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされたときは、民事訴訟法第百三十七條、第百三十八條及び第百五十八條の規定の適用については、第五條第二項の申立書を訴状とみなす。</p>	<p>(提起訴訟之擬制)</p> <p>對於勞動審判提出適法之異議聲請者，關於勞動審判程序之聲請之請求，於該勞動審判程序之聲請時，視為向為該勞動審判時勞動審判事件所繫屬之地方法院起訴。於此情形，依民事訴訟法第一編第二章第一節之規定，日本法院對於該請求無管轄權時，駁回被視為提起之訴。</p> <p>依前項規定視為起訴之事件（依同項後段之規定被駁回之訴訟除外），由同項之地方法院管轄。</p> <p>依第一項規定視為起訴時，關於民事訴訟法第一百三十七條、第一百三十八條以及第一百五十八條規定之適用，第五條第二項之聲請書視為起訴狀。</p>
7.	第二十四條之二	<p>(労働審判手続の申立ての取下げ)</p> <p>労働審判手続の申立ては、労働審判が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。</p>	<p>(撤回労働審判程序之聲請)</p> <p>労働審判程序之聲請，於勞動審判確定前，得撤回其全部或一部。</p>
8.	第二十八條	<p>(即時抗告)</p> <p>1 第二十五條の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>2 第六條、第二十一條第二項、第二十</p>	<p>(即時抗告)</p> <p>關於依第二十五條規定所為之裁定，得為即時抗告。</p> <p>關於依第六條、第二十一條第二項、第</p>

	条	<p>三条第一項及び第二十五条の規定による決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p>	<p>二十三條第一項以及第二十五條所為之裁定之即時抗告，有停止執行之效力。</p>
9.	第二十九条	<p>(非訟事件手続法 及び民事調停法 の準用)</p> <p>1 特別の定めがある場合を除いて、労働審判事件に関しては、非訟事件手続法第二編の規定(同法第十二条(同法第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)、第二十七条、第四十条、第五十二条、第五十三条及び第六十五条の規定を除く。)を準用する。この場合において、同法第四十三条第四項中「第二項」とあるのは、「労働審判法(平成十六年法律第四十五号)第五条第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十一条、第十二条、第十六条及び第三十六条の規定は、労働審判事件について準用する。この場合において、同法第十一条中「調停の」とあるのは「労働審判手続の」と、「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、「調停手続」とあるのは「労働審判手続」と、同法第十二条第一項中「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、「調停の」とあるのは「調停又は労働審判の」と、「調停前の措置」とあるのは「調停又は労働審判前の措置」と、同法第三十六条第一項中「前二条」とあるのは「労働審判法(平成十六年法律第四十五号)第三十一条及び第三十二条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(非訟事件程序法及民事調停法之準用)</p> <p>除有特別規定外，關於勞動審判事件，準用非訟事件程序法第二編之規定(同法第十二條(包含同法第十四條及第十五條中準用之情況)、第二十七條、第四十條、第五十二條、第五十三條以及第六十五條之規定除外)。於此情形，同法第四十三條第四項中的「第二項」以「勞動審判法(平成十六(2004)年法律第四十五號)第五條第三項」取代之。</p> <p>民事調停法(昭和二十六(1951)年法律第二百二十二號)第十一條、第十二條、第十六條以及第三十六條之規定，於勞動審判事件準用之。於此情形，同法第十一條中的「調停之」以「勞動審判程序之」、「調停委員會」以「勞動審判委員會」、「調停程序」以「勞動審判程序」、同法第十二條第一項中「調停委員會」以「勞動審判委員會」、「調停之」以「調停或勞動審判之」、「調停前之措施」以「調停或勞動審判前之措施」、同法第三十六條第一項中「前二條」以「勞動審判法(平成十六(2004)年法律第四十五號)第三十一條以及第三十二條」取代之。</p>